

ヒッタイト語における名詞の属格用法

——とくに通時的考察を中心にして——

大 城 光 正

I. はじめに

ヒッタイト語は人称代名詞，名詞の格，動詞の人称語尾，文小辞等の言語的徴条によって，古期ヒッタイト語（紀元前1570—1450），中期ヒッタイト語（紀元前1450—1380），後期ヒッタイト語（紀元前1380—1200）に時代区分されている。もし，それぞれの時代に作成された同一内容の文書を比較検討することが可能であるならば，通時的に言語を把握することが容易になる。ヒッタイト語において，私たちはこのような観点から考察できる資料として，200の条文からなる法律文書を挙げることができる¹⁾。ヒッタイト法律文書にはいくつもの異本が見られ，それらは原本が作成されて以来，時代とともに再編纂されたことが認められる。本稿では，法律文書を主な資料として，ヒッタイト語における名詞属格の統語上の諸問題を通時的な観点から考えてみたい²⁾。

II. 法律文書の作成時期について

ヒッタイト法律文書は「もし人が……」にはじまる100の条文を含む粘土板（第Ⅰ泥章）と「もしブドウの木……」にはじまる他の100の条文を含む粘土板（第Ⅱ泥章）から構成されている。法律文書のそれぞれの異本の正確な作成時期は不明であるが，文書に散見される言語的徴条の検討によって，主な文書の作成順序を古い時期から整理すれば，次の四段階にまとめられる：

(1) 古期ヒッタイト語で書かれた原本³⁾

第Ⅰ泥章……KBo VI. 2（以下文書A⁴⁾と略）

第Ⅱ泥章……KUB XXIX. 25, 28, 29, 30, 32, 35, 36

(2) 中期ヒッタイト語で書かれた文書⁵⁾

第Ⅰ泥章……KBo VI. 3（以下文書B⁴⁾と略）

第Ⅱ泥章……KBo VI. 11; KBo VI. 13, 14; KUB XXIX. 21, 22, 23, 26, 27,

34, 37

ヒッタイト語には古期と後期に重要な言語的徴条が認められる。中期ヒッタイト語の言語的特徴は，古期と後期の二徴条が散見されることから，古期から後期への過渡的な特徴と見做すことができる。

(3) 後期の再編纂文書

第Ⅰ泥章……KBo VI. 6; KBo VI. 7; KBo VI. 5 (以下文書 C⁴⁾と略)

第Ⅱ泥章……KBo VI. 10; KBo VI. 26 (以下文書 j⁴⁾と略)

(4) 後期の改新法律文書

第Ⅰ泥章……KBo VI. 4 (以下文書 P⁴⁾と略)

この文書は言語的に新しい特徴を示しているだけでなく、内容的にも改新されており⁶⁾、法律文書の中では孤立的な位置を占めている。

なお、文書の比較をより理解できるように、(1)に含まれる文書を古期文書、(2)に含まれる文書を中期文書、(3)(4)に含まれる文書を後期と呼称しておく⁷⁾。

Ⅲ. 同格表現⁸⁾

法律文書に見られる属格(属格語尾 -aš)を取り上げる。

①文書 A. I, 22 (§12条⁹⁾): ták-ku ÌR-na-aš na-aš-ma GEME-aš QA. AZ. ZU na-aš-ma GÌR-ŠU ku-iš-ki [tu-wa-ar-ni-iz-zi]¹⁰⁾ (若し、奴隸若しくは女奴の手又は足を何人かが折るならば……)

同条文の波線箇所は、ÌR-na-aš (奴隸)、GEME-aš (女奴) が属格形でもって QĀTU (手) GÌR (足) を限定している。更に、アッカド語の所有代名詞 -ŠU (ÌR 又は GEME を受けて) が重複的に限定している表現である(この表現については後説)。同条文のこの箇所に対応する他の文書の用例として:

②文書 B. I, 31: ÌR-na-an na-aš-ma GEME-an QA. AZ. ZU na-aš-ma GÌR-ŠU ku-is-ki tu-wa-ar-na-zi

③文書 P. I, 30: ÌR-an SU-ZU na-aš-ma GÌR-ŠU ku-iš-ki du-wa-ar-ni-iz-zi

上記の用例では、ÌR-na-an, GEME-an, ÌR-an が対格形(ヒッタイト語の名詞対格語尾 -an)でもって QĀTU, GÌR, SU を限定している。これは限定される語(QĀTU, GÌR, SU)の格(上記の用例では格の明示が存在しないけれども、構文的に動詞の目的語であり、格は対格形)に一致する同格(Apposition)の表現である。この表現は中期文書(文書B)、後期文書(文書P)に認められる¹¹⁾。このような表現は上述の§12条以外に次の条文の用例からも認められる。

§13条

④文書A. I, 24: LÚ. ULÛ^L-aš EL. LAM-aš KIR₄-še-it ku-iš-ki wa-a-ki (何人かが自由人の鼻を噛む)

⑤文書B. I, 33: LÚ. ULÛ^L-an EL. LAM KIR₄-še-it ku-iš-ki wa-a-ki

⑥文書P. I, 33: LÚ-an EL. LUM¹²⁾ KIR₄-še-it ku-iš-ki wa-a-ki

上例においても、文書AのLÚ. ULÛ^L-aš EL. LAM-ašは属格形でKIR₄(鼻)を限定し、文書B、文書PのLÚ. ULÛ^L-an, LÚ-anは対格形でもって限定している。この条文においても、中期、後期文書に同格の表現が認められる。KIR₄-še-itの-še-itは、

ヒッタイト語の所有代名詞で, LÚ. ULÛ^{LU} 又は LÚ を受けて, それと共に重複的に KIR₄ を限定している表現 (後説) である。

§ 15条

⑦文書 B. I, 37 : LÚ. ULÛ^{LU}-aš *EL. LAM* iš-ta-ma-na-aš-ša-an ku-iš-ki iš-kal-la-a-ri (何人かが自由人の耳を切り落とす。)

⑧文書 C. I, 16 : UKÛ-an *IL. LAM* GESTU-an ku-iš-ki iš-kal-la-a-ri

⑨文書 P. I, 37 : LÚ *EL. LUM* GESTU-an ku-iš-ki iš-gal-la-i

古期の文書 A は欠損しているのが不明であるが, 中期の文書 B では, LÚ. ULÛ^{LU}-aš が属格形で ištamana- (耳) の語を限定している。後期の文書 C, 文書 P では同格表現が認められる。また, 文書 B の耳を示す語がヒッタイト音節文字表記されているのに対して, 後期文書では, GESTU というシュメール文字表記に交替している。後期文書における表意文字表記の増加傾向は後述の語順の問題とも深く関係しているように思われる¹³⁾。

§ 17条

⑩文書 B. I, 40 : SAL-aš *EL. LI* šar-hu-wa-an-du-uš-šu-uš ku-iš-ki pí-eš-〔šī-y〕a-zī (何人かが自由女の胎児を流産させる。)

⑪文書 C. I, 20 : SAL-an *EL. LAM* šar-hu-u-wa-an-da pí-eš-šī-ya-az-zī

古期の文書 A ではこの箇所が欠損しているのが不明であるが, 中期の文書 B では属格形で, 後期の文書 C では対格形で šarhuwand- (胎児) を限定している。後期の文書において同格表現が認められる。同類例は § 18条にも見られる :

⑫文書 B. I, 43 : GEME-aš šar-hu-wa-an-du-uš-šu-uš ku-iš-ki pí-e〔š-šī-y〕 a-zī

⑬文書 C. I, 23 : GEME-an šar-hu-u-wa-an-da 〔ku-iš-ki〕 pí-eš-šī-ya-zī

⑭文書 P. I, 42 : GEME-an šar-hu-u-wa-an-da-an 〔ku-iš-ki〕 pí-eš-še-ya-az-zī

後期の文書 C, 文書 P に同格表現が認められる。

§ 168条

⑮KBo VI, 11 ; KBo VI, 13 : A. ŠĀ¹⁴⁾-aš ZAG-an ku-iš-ki pá-r-šī-ya (A. ŠĀ の境界を何人かが破る。)

⑯文書 j. I, 46 : A. ŠĀ-an ZAG-an ku-iš-ki pá-r-šī-ya

この例も後期文書において同格表現が認められる。

このように文書の作成時期別に比較できる用例の他に, 次の箇所において同格表現が認められる。

⑰文書 B. I, 29 (§ 11条) : LÚ. ULÛ^{LU}-an *EL. LUM* QA. AZ. ZU na-aš-ma GÌR-ŠU ku-iš-ki tu-wa-ar-ni-iz-zī (何人かが自由人の手又は足を折る。) 同条文の文書 C. I, 10 ; 文書 P. I, 29 も同例。

⑱文書 B. I, 35 (§ 14条) : ÌR-an na-aš-ma GEME-an KIR₄-še-et ku-iš-ki wa-a-ki (何人かが奴隷又は女奴の鼻を噛む。) 同条文の文書 C. I, 14 ; 文書 P. I, 35 も同例。

①文書 B. I, 39 (§ 16条) : ÌR-an na-aš-ma GEME-an GEŠTU-aš-ša-an ku-iš-ki iš-kal-la-ri (何人かが奴隷又は女奴の耳を切り落とす。)

②文書 P. I, 18 (§ 8条) : LÚ-an EL. LUM KA×UD-ŠU ku-iš-ki la-a-ki (何人かが自由人の歯を打ち落とす。)

③文書 P. I, 20 (§ 9条) : LÚ-an SAG.DU-an ku-iš-ki hu-u-ni-ik-zi (何人かが人の頭を打ちのめす。)

④文書 P. I, 22 (§ 10条) : LÚ<-an> EL. LUM SAG.DU-ZU ku-iš-ki hu-pal-la-ša-iz-zi (何人かが自由人の頭に重傷を負わせる。)

上掲の用例に見られる同格表現と属格が使用されている例をまとめると次のようになる

◎限定語が属格形

古期文書 : § 9, § 11, § 12, § 13, § 47, § 95

中期文書 : § 9, § 15, § 17, § 18, § 47, § 95, § 168,

◎限定語が対格形 (同格表現)

中期文書 : § 11, § 12, § 13, § 14, § 16

後期文書 : § 8, § 9, § 10, § 11, § 12, § 13, § 14, § 15, § 17, § 18, § 168

後期の文書では古期, 中期の文書において属格形が使用されている箇所はすべて対格形によって同格表現を示している。また, 中期の文書では両方の表現が見られ, 中間的な様相を示している。

同格表現が見られる箇所について, 限定語は LÚ (人) ÌR (奴隷) GEME (女奴) A.ŠÀ (土地, 畑) SAL (女) 等, 全体的な意味を示す語に対して, 被限定語は SAG. DU (頭) KA×UD (歯) ZAG (境界) ŠU (手) GÌR (足) 等, 限定語の部分的な意味を示す語である。すなわち, 同格表現は被限定語の対格語の示す全体的な内容の更にある特定部分を指示している関係に基づいていると思われる。この表現は限定対格 (accusativus limitationis) 又は二重対格の“全体と一部”を示す用法に相当すると思われ, 後期ヒッタイト語の特徴を示している。(vgl. τὸν δ' ἄορ; πλῆξ' ἀγέενα. Hom. λ 240 “彼を刀で頭を打った。=彼の頭を刀で打った。”)

IV. 重叙表現

被限定語に付加される所有代名詞¹⁵⁾の特異な使用例を挙げることができる。これはすでに上例①⑥で部分的な説明を加えたものである。

①文書 A. I, 22 (§ 12条) : ÌR-na-aš na-aš-ma GEME-aš QA. AZ. ZU na-aš-ma GÌR-ŠU ku-iš-ki [tu-wa-ar-ni-iz-zi] (奴隷若しくは女奴の手又は足を何人かが折る。)

この上例において, アッカド語の所有代名詞 -ŠU は, ÌR, GEME を受けて, それと共に重複的に QĀTU, GÌR を限定している。逐語訳では“奴隷若しくは女奴のその (彼, 彼女の) 手又はその (彼, 彼女の) 足を何人かが折る。”となる。このように所有代名詞が

属格形をもつ限定語を受けて、それと共に被限定語を重複的に限定することを重叙表現¹⁶⁾と呼称する。この表現はすでに前章の用例④, ⑤, ⑥, ⑧の KIR₄-še-it の -še-it, 用例⑦の iš-ta-ma-na-aš-ša-an の -ša-an, 用例⑨の GESTU-aš-ša-an の -ša-an, 用例⑩, ⑫の šar-hu-wa-an-du-uš-šu-uš の -šu-uš のようなヒッタイト語所有代名詞や, 用例①, ②, ③, ⑦, ⑩, ⑫のアッカド語所有代名詞 -ŠU (-ZU) に認められる。以上の他に次の例が挙げられる:

⑲文書 A. II, 45 (§ 47条): LÚ^{G18}TUKUL¹⁷⁾-aš A. ŠÀ^{H1, A} ŠU (LÚ^{G18}TUKULのその A. ŠÀ を)

アッカド語所有代名詞 -ŠU は LÚ^{G18}TUKUL を受けて、それと共に A. ŠÀ を重複的に限定している。

⑳文書 A. IV, 57 (§ 99条): ŠA ÌR KIR₄-ŠU UZ. NA. A-ŠU (奴隷のその鼻とその耳を)

アッカド語所有代名詞 -ŠU は ÌR を受けて、それと共に KIR₄ (鼻) UZNU (耳) を重複的に限定している。同類例は文書 A. IV, 45 (§ 95条); 文書 B. IV, 43 (§ 95条); 文書 B. IV, 56 (§ 99条) にも見られる。

㉑文書 j. I, 22 (§ 163条): šu-up-pa-la-aš-še-it ku-e-el-qa (何人かのその家畜を)

ヒッタイト語所有代名詞 -še-it が kuiški (kuelqa は kuiški の属格形で必ず後置) を受けて、それと共に šuppala (家畜) を限定している。

㉒文書 j. I, 36 (§ 166条): ki-e-el me-n[e]-iš-ši-it (この“牛”, その顔を) この用例は内容的に ki-e-el (ka-“これ”の属格形) が牛を示し、これを受ける所有代名詞 -ši-it と共に、mene- (顔) を限定している。

㉓文書 j. III, 15 (§ 185条): II GUD. GAL UZU-ŠU. NU (二頭の成牛のそれらの肉を)

㉔文書 j. III, 16 (§ 186条): ŠA II GUD i-ú-ga-aš-ša-aš UZU-ŠU. NU (二頭の一歳牛のそれらの肉を)

上掲㉓、㉔はアッカド語所有代名詞 -ŠU. NU (三人称複数) による重複的な限定である。重叙表現は古期から後期に至るそれぞれの時期に作成された文書に認められるが、通時的には後期においてこの表現を避ける傾向が指摘される。

㉕文書 A. I, 13 (§ 9条): LÚ. ULÙ^{H1}-aš SAG. DU-ZU (同条文の文書 B. I, 21 も同例)

㉖文書 P. I, 20: LÚ-an SAG. DU-an

㉗文書 B. I, 37 (§ 15条): iš-ta-ma-na-aš-ša-an

㉘文書 C. I, 16; 文書 P. I, 37: GESTU-an

㉙文書 B. I, 40 (§ 17条): šar-hu-wa-an-du-uš-šu-uš (文書 B. I, 43 (§ 18条) も同例)

㉚文書 C. I, 20: šar-hu-u-wa-an-du (文書 C. I, 23 (§ 18条) も同例)

㉛文書 P. I, 42 (§ 18条): šar-hu-u-wa-an-da-an

上掲の例から後期の文書 C, 文書 P において、重叙表現を排除する傾向が示唆される。ヒッタイト語において、重叙表現は古風な表現形の一つと思われる¹⁸⁾。次に、重叙表現が

認められる限定語と被限定語の関係を考えてみたい。

(限定語)

ÌR (奴隸) GEME (女奴) LÚ. ULÙ^{LU}, LÚ (人) SAL (女) kuiški (誰か) GUD (牛)

(被限定語)

QĀTU, SU (手) ĠĪR (足) KIR₄ (鼻) GESTU, ištamana-, UZNU (耳) SAG. DU (頭)
KA×UD (齒) mene- (顔) UZU (肉) šarhuwand- (胎児) A. SĀ (土地, 畑) šuppala-
(家畜)

上記の被限定語は身体の一部か又は所有されている物を意味する語である。また、属格形(後期文書では同格表現を伴って)¹⁹⁾の限定語は被限定語と所有関係(genetivus possessivus)を持ち、その限定語の意味は所有関係を持つことが可能な生物体(人間, 動物等)を示し、決して物質の名称を示す語ではないと思われる。ヒッタイト語の重叙表現は所有関係を示す属格と、それを受ける所有代名詞の重複的な限定によって所有関係をより明確にしようとする一種の強調的な表現のように思われる。

V. 語順

ヒッタイト語における属格関係を有する限定語と被限定語の語順について考えてみたい。

(1) 被限定語—限定語(限定語が後方から限定する場合)

③⑥文書 B. II, 53 (§ 43条): KUN GUD (牛の尾) 同条文の文書 C. IV, 13も同例。

③⑦文書 C. IV, 14 (§ 43条): EN GUD (牛の主)

③⑧文書 A. II, 43 (§ 47条): NĪG.BA LUGAL (王の贈物) 同条文の文書 B. II, 64; 文書 P. IV, 12も同例。

③⑨文書 A. III, 5 (§ 52条): ÌR É.NA₄ (霊廟の奴隸)

④⑩文書 A. III, 5 (§ 52条): ÌR DUMU. LUGAL (王子の奴隸) 同条文の文書 B. III, 7も同例。

④⑪文書 B. III, 24 (§ 56条): KASKAL LUGAL (王の遠征) 同条文の KBo. VI, 6. I, 30も同例。

④⑫文書 B. III, 70 (§ 74条): SI GUD (牛の角); ĠĪR GUD (牛の足)

④⑬文書 A. IV, 15 (§ 80条): KUŠ UDU (羊の皮) 同条文の文書 B. IV, 10; 文書 j. III, 11 (§ 185条)も同例。

④⑭文書 A. IV, 18 (§ 82条): ŠAH hi-la-an-na-aš²⁰⁾ (王門のブタ) 同条文の文書 B. IV, 13も同例。

④⑮文書 B. IV, 22 (§ 87条): UR.ZĪR L^USIPA-aš (牧人の犬); 同条文の KBo. VI, 7, 5: UR.ZĪR L^USIPA。文書 B の L^USIPA-aš の -aš は属格形語尾であり, KBo VI, 7 では消失しているが語順は同じである。

④⑯文書 B. IV, 26 (§ 89条): UR. ZĪR hi-la-an-na-aš (王門の犬) 同条文の KBo. VI,

7, 9も同例。

④⑦文書 B. IV, 27 (§ 90条) : IÀ ŠAH (ブタの脂肪) 同条文の KBo. VI, 7, 11 も同例。

④⑧KBo. VI, 10. I, 22 (§ 113条) : EN ^{G1S}GESTIN (ブドウ園の主)

④⑨KBo. VI, 10. II, 11 (§ 126条) : KÁ É. GAL (王宮の門) 同例は文書 j. IV, 10 (§ 198条) ; 文書 j. IV, 17 (§ 199条)

⑤⑩KBo. VI, 10. II, 11 (§ 199条) : ^{G1S}ŠUKUR ZABAR (青銅の槍)

上掲の用例は被限定語がすべてシュメール表意文字表記されていて、限定語の文字表記には関係なく語順が守られている。

⑤⑪文書 A. II, 31 (§ 43条) : BE. EL GUD (牛の主) 同条文の文書 B. II, 53 ; 文書 B. III, 71 (§ 74条) も同例。

⑤⑫文書 A. III, 5 (§ 52条) : BE.EL ŠU.UP. PA.TI^{2D} (šu.up.pa.ti の主) 同条文の文書 B. III, 7 も同例。

⑤⑬文書 A. III, 18 (§ 55条) : A. BI LUGAL (王の父) 同条文の文書 B. III, 19 も同例。

⑤⑭文書 A. IV, 12 (§ 79条) : BE. EL A. SÀ (A. SA の主) 同条文の文書 B. IV, 13 も同例。

⑤⑮文書 j. II, 11 (§ 173条) : DI. IN LUGAL (王の裁き) ; DI. IN ^{LU}DUGUD (顕宮の裁き) 文書 j. II, 21 (§ 176条) も同例。

上記の用例からこの語順は被限定語がアッカド表意文字表記の場合にも相当することを示唆している。シュメール語、アッカド語における属格支配の語順は“被限定語—限定語”が固定的であり、ヒッタイト語資料においても被限定語がシュメール、アッカド表意文字表記の場合にこの語順が守られる。

(2) 限定語—被限定語 (限定語が前方から限定する場合)

⑤⑯文書 A. II, 31 (§ 43条) : GUD-aš KUN-an (牛の尾を)

GUD-aš は属格語尾 -aš が付加, KUN-an は対格語尾 -an が付加されている。同条文の中期, 後期文書 (文書 B. II, 53 又は文書 C. IV, 13 : KUN GUD) ではシュメール表意文字表記になっており, 語順が逆になっている。

⑤⑰文書 A. III, 21 (§ 56条) : LUGAL-aš KASKAL-ša (王の遠征)

KASKAL-ša は KASKAL-š (複数対格) + a (接続詞) に分析できる。この語を LUGAL-aš (属格) が限定している。同条文の中期, 後期文書 (文書 B. III, 24 又は文書 KBo. VI, 6. I, 30 : KASKAL LUGAL) ではシュメール表意文字表記になっている。

⑤⑱文書 B. IV, 24 (§ 88条) : LÚ. UR. ZÍR-aš UR. ZÍR-an (獵師の犬) 同条文の KBo. VI, 7. 7 : [LÚ]. UR. ZÍR UR. ZÍR-an。

UR. ZÍR-an は対格語尾 -an が付加されている。文書 B. IV, 22 (§ 87条) : UR. ZÍR LÚSIPA-aš (牧人の犬) と比較すれば, 被限定語の表記上の相違 (シュメール表意文字表記か又はヒッタイト語尾の付加 -an の違い) が語順を決定しているように思われる。

⑤⑨文書 A. IV, 51 (§ 97条) : ha-ki-aš ARĀH-an (穀物の倉) 同条文の文書 B. IV, 50 も同例。

⑥⑩KBo. VI, 14. I, 6 (§ 119条) : lu-li-ya-aš MUŠEN-i[n] (池の鳥)

⑥⑪KBo. VI, 13. I, 1 (§ 168条) : A. ŠĀ-aš ZAG-an (A. ŠĀ の境界) 同条文の文書 j. I, 46 : A. ŠĀ-an ZAG-an

上記の例は被限定語が“シュメール表意文字表記+ヒッタイト語の格語尾”の表記であり、限定語の表記法に関係なく“限定語—被限定語”の語順が守られている。

⑥⑫文書 B. III, 63 (§ 71条) : LUGAL-an²²⁾ a-aš-ka²³⁾ (王の門) 文書 j. III, 21 (§ 187条) : LUGAL-an a-aš-ki²³⁾ も同例。

⑥⑬文書 j. II, 21 (§ 176条) : GUD. MAH-aš ha-a-li (良牛の囲い)

⑥⑭文書 j. IV, 6 (§ 197条) : LÚ-na-aš wa-aš-túl (男の罪) ; 文書 j. IV, 7 : SAL-na-aš wa-aš-ta-iš (女の罪)

⑥⑮文書 A. II, 41 (§ 46条) : i-wa-ru-aš iš-ha-a-aš (世襲財の主)

上記の用例は被限定語がヒッタイト音節文字表記されている。すなわち、限定語—被限定語という語順は、被限定語が“シュメール文字+ヒッタイト語の格語尾”又は“ヒッタイト音節文字”表記の場合に限られている。このことは“シュメール表意文字+ヒッタイト語の格語尾”の形がヒッタイト音節文字表記と同等に考えられていることを意味する。また通時的には、すでに上述したごとく、後期作成文書において表意文字表記の増加が指摘できる。たとえば、文書 A (§ 43条) : GUD-aš KUN-anから文書 B, 文書 C : KUN GUD への交替や、文書 A (§ 56条) : LUGAL-aš KASKAL-ša から文書 B, 文書 KBo. VI, 6 : KASKAL LUGAL への交替などは後期における表意文字表記への傾向に基づくことを示唆している。

ただ例外的な用例として、重叙表現による限定語—被限定語の語順が挙げられる :

⑥⑯文書 A. I, 22 (§ 12条) : ĪR-na-aš na-aš-ma GEME-aš QA. AZ. ZU na-aš-ma ĠĪR-ŠU

⑥⑰文書 B. I, 37 (§ 15条) : LÚ. ULÙ^{LU}-aš EL. LAM iš-ta-ma-na-aš-ša-an

⑥⑱文書 A. I, 24 (§ 13条) : LÚ. ULÙ^{LU}-aš EL. LAM-aš KIR₄-še-it

⑥⑲文書 A. IV, 57 (§ 99条) : ŠA ĪR KIR₄-ŠU UZ. NA. A. ŠU

⑦⑰文書 j. I, 36 (§ 166条) : ki-e-el me-n[e]-iš-ši-it

重叙表現の場合、被限定語の表記法に関係なく語順は固定している²⁴⁾。ヒッタイト語の所有代名詞は先行の語を受ける場合が普通であり、その所有代名詞は先行の限定語を受けて、被限定語に付加されることになる。そのために重叙表現の語順は“限定語—被限定語+所有代名詞”の形が固定化したものと思われる。

VI. おわりに

上述のごとく作成時期順に整理された法律文書を手掛りにして、属格の統語上の問題に

しばって通時的に考えたつもりである。ヒッタイト語の文法事項においても、変遷過程を経たことが上記の法律文書の用例から確認されたものと思われる。そこで、ヒッタイト語の属格用法について次の事が指摘できる：

属格支配の限定語が被限定語との間に同格現象をおこすのは、両方の語の間に限定対格又は二重対格の用法に適応する場合に限られ、後期文書に顕著な表現形と言える。

ヒッタイト語の重叙表現は属格支配の限定語とそれを受ける所有代名詞（名詞付加形に限定）の重複的な限定表現である。この表現は所有関係をより明確にする一種の強調表現と思われる。形態的には冗長的なものであるが、これは言語本来の不可欠な要素であり、古期ヒッタイト語から所有していた表現形と思われるが、後期において衰退傾向を示している。

属格支配関係の語順は被限定語の表記法に基づいている。すなわち、表意文字表記の被限定語は前方に位置して、後方から限定されるのに対して、ヒッタイト音節文字表記又は表意文字に格語尾が付加されている被限定語は後方に位置して、前方から限定されている。前者は非ヒッタイト文字体系のシュメール、アッカド文字表記を採用し、この表記語順をそのままヒッタイト文字体系に導入したためである。この語順は重叙表現を除けば通時的にも固定的なものと言える。

註

- 1) 法律文書の主な書：F. Hrozný, *Code Hittite provenant de l'Asie Mineure*, Paris (1922)；E. Neufeld, *The Hittite Laws*, London (1951)；J. Friedrich, *Die Hethitischen Gesetze*, Leiden (1959) 以下 HG と略す；F. Imparati, *Le leggi Ittite*, Roma (1964)；R. Haase, *Die Fragmente der Hethitischen Gesetze*, Wiesbaden (1968)；邦訳、原田慶吉、*楔形文字法の研究*（弘文堂 1949）371—398頁。
- 2) ヒッタイト語の時代区分に関する研究として：H. Otten, *Die hethitischen historischen Quellen und die altorientalische Chronologie*, Wiesbaden (1968)；O. Carruba, *Die Chronologie der hethit. Texte und hethit. Geschichte der Großreichszeit*, ZDMG. Sup. I (1969) 226—247頁；同上, *Über die Sprachstufen des Hethitischen*, KZ, 85/2 (1971) 226—241頁；A. Kammenhuber, *Die Sprachstufen des Hethitischen*, KZ, 83/2 (1969) 256—287頁；同上, *Die Vorgänger Šuppiliumaš I. Untersuchungen zu einer neueren Geschichtsdarstellung* H. Otten, *Or.* 39/2 (1970) 278—301頁。J. Friedrich, HG の批評として, V. Souček, *Einige Bemerkungen zur kritischen Bearbeitung der hethitischen Gesetze*, OLZ, LVI 9/10 (1960) 454—467頁；A. Kammenhuber, *BiOr.* XVIII (1961) 77—82頁, 124—127頁；H. G. Güterbock, *JCS.* XV (1961) 62—78頁, XVI (1962) 17—23頁。
- 3) Hattušili 一世の時期に成立 (Otten, *Das Hethiterreich* in H. Schmökel, *Kulturgeschichte des Vorderen Orient*, Stuttgart (1961) 348頁；A. Kammenhuber, *BiOr.* XVIII (1961) 80頁) V. Souček, *Zur Sprache der Hethitischen Gesetze*, *ArOr.* 38/3 (1970) 269—276頁参照。
- 4) 文書の比較を容易にするために Friedrich, HG に従ってアルファベットで区別する。ただし, HG では KBo VI. 4 は Paralleltext (46—61頁)として別個に扱われている。
- 5) Telipinu 国王の時期の成立 (Kammenhuber, KZ. 83/2 (1969) 261頁) 言語的特徴は古期のものを多く保持しているために、従来の諸研究において原本の文書Aと共に古期ヒッタイト語に含められてい

た（最近でも F. Josephson, *The Function of the Sentence Particles in Old and Middle Hittite*, Uppsala (1972); C. Roman, *The Old Hittite Relative Construction*, Austen (1973) 等）が、明白な言語的改新が存在しているので、厳密に言語的位置を規定すべきである：PH. J. Houwink ten Cate, *The Records of the Early Hittite Empire* (C. 1450—1380 B. C.) Istanbul (1970) 29—31頁；N. Oettinger, *Der indogermanische Stativ*, MSS 34 (1976) 109—149頁；F. Starke, *Die Funktion der dimensionalen Kasus und Adverbien im Althethitischen*, StBoT 23, Wiesbaden (1977)；拙稿，ヒッタイト語の時代区分における中期設定の意義について，NIDABA (1978) 9—23頁。

6) (例) § 4条：文書A、Bでは、奴隷を殺した場合、償いとして一人を与えることが義務づけられているのに対して、文書Pでは銀2 MANA が義務づけられている。文書Pにおいて殺人は金銭によって解決する方法に変更されている。

7) 法律文書は上記の他に多くの断片的な文書が存在する。そのリストは、Friedrich, HG 又は E. Laroche, *Catalogue des Texts Hittite*. Paris (1971) Nr. 291 (第I泥章), Nr. 292 (第II泥章) 同 *supplément*, RHA XXX (1972), また最近公刊された資料から KBo XXII (1974) Nr. 61—68 を加えることができる。

8) 同格表現については、拙稿前掲論文 NIDABA (1973) 13頁に部分的な考察がある。

9) § は法律文書の条項番号を示し、その番号は F. Hrozný, 前掲書の番号に従う。

10) ヒッタイト翻字文中の大文字は シュメール表意文字音価、イタリック大文字はアッカド表意文字音価を示す。

11) 同格表現に関する部分的考察は：Friedrich, *Staatsverträge des Hatti-Reiches in hethitischer Sprache I* (MVAeG 31/1) 43—45頁, 178頁；同II (MVAeG 34/1) 24頁, 142—143頁；Friedrich, *Hethitisches Elementarbuch I, Kurzgefaßte Grammatik*. Heidelberg (1960) § 213 通時的な考察の欠如（以下 HE. I と略す。）；O. Carruba, V. Souček, R. Sternemann, *Kleine Bemerkungen zur jüngsten Fassung der Hethitischen Gesetze*. ArOr 33/1 (1965) 14—15頁。

12) 文書Pにおいて、対格形 (*EL. LAM*) で表現される箇所を主格形 (*EL. LUM*) で示される例は、文書P, I, 14; 18; 22; 27; 37に認められ、逆に主格を対格形で示される例は文書P, I, 9に認められる。他の文書の例として：KBo VI, 10, II, 35 (§ 132条)；同III, 5 (§ 143条)；文書j, II, 1 (§ 170条)；文書j, III, 44 (§ 194条) に認められる。

13) 法律文書からの例として：

①文書A, II, 33；文書B, II, 54 : pa-ah-hu-e-ni / 文書C, IV, 16 : IZI-ni (火に)

②文書B, II, 57 : ú-e-mi-ya-az-zi / 文書C, IV, 21 : KAR-zi (彼は見つける)

③文書A, IV, 3 : a-ak-ki-iš / 文書B, III, 75 : BA. UG₆ (彼は死んだ)

④文書B, IV, 20 : iš-hi iš-ši / KBo VI, 7.3 : EN-ši (彼の主人に)

⑤KUB XXIX 30, III, 10 : ar-ha-an / 文書j, I, 48 : ZAG-an (境界を)

法律文書以外の資料における表意文字との交替については：Friedrich, HE. I § 4, § 209；Souček, ArOr 38/3 271頁；E. Neu, StBoT 18 (1974) 50—52頁。

14) A. ŠĀ “Feld” アッカド語 eqlu, ヒッタイト音価は不明 (Friedrich, *Hethitisches Wörterbuch* 264頁, 以下 HW と略す)。

15) Friedrich, HE. I § 106—§ 109, § 351。

16) Friedrich, HE. I § 210；Otten-Souček, StBoT 8 (1969) 61頁。なお、重叙表現という用語は、関本至「現代ギリシャ語における重叙表現」(広大文学部紀要第35巻250—259頁)による。

17) ^{GIST}TUKUL “Waffe, Streitkolben, Werkzeug, Handwerkszeichen” LÚ ^{GIST}TUKUL “Arbeiter, Handwerker, Kleinbürger (?)” (Friedrich, HW 281頁, 296—297頁)

18) 重叙表現の衰退, すなわち付加所有代名詞の消失は統計的にこの種の代名詞の使用が後期に少なくなっており、逆に強形人称代名詞(名詞に付加しないで独立的)が増加する傾向と何か関係あるように思われるが、代名詞の史的考察は今後の攻究を俟たねばならない：

attaš-miš (私の父が) > ammel attaš (ammel は“私”の属格形) (Friedrich, HE. I § 106, 共時的な観点から部分的な指摘がある。)

19) 同格表現を伴う例は、部分属格 (genetivus partitivus) の用法と考えられるが、この部分属格は所有関係を示す用法 (genetivus possessivus) の機能拡大と考えられる：

A. Kammenhuber, Hethitisch, Palaisch, Luwisch und Hieroglyphenluwisch. Hb. Orientalistik. II, 2, Leiden (1969) 201頁 (部分的な考察あり)。

20) (E)hilmamar “Torbau” の属格形。法律文書では hilannaš, 他の文書では (E)hilamnaš (Friedrich, HW 69頁。I. Singer, Hittite hilmamar and Hieroglyphic Luwian *hilana. ZA 65/1 (1975) 69—103頁。)

21) 意味不明, unklare Bezeichnung eines Angestellten (Friedrich, HW 313頁。)

22) LUGAL-an の語尾 -an は対格形ではなく、古期ヒッタイト語の属格形語尾 (Friedrich, HE. I § 56; E. Neu, StBoT. 18. 55—57頁; Otten-Souček, StBoT. 8, 65頁等) なお、“王の門”の意味は、裁きが行われる場所、裁判所のような場所を示す。

23) 古期ヒッタイト語, -a 語尾 (Dativ 又は Direktiv) -i 語尾 (Lokativ) 後期においてすべて -i 語尾に融合。(Friedrich, HE. I § 59, § 203; Kammenhuber, Hd. Orientalistik, II. 2, 204頁; Otten-Souček, StBoT 8, 62頁; Laroche, RHA XXVIII (1970) 22—49頁; W. P. Schmid, Festschrift Heinrich Otten (1973) 291—320頁。) なお, Souček (ArOr 38/3 273—274頁) は Direktiv -a 語尾が “produktiv” に機能するのは古期文書においてのみであることを指摘している。

24) 例外：

文書 j. I, 22 (§ 168条) : šu-up-pa-la-aš-še-it ku-e-el-qa (何人かのその家畜を) これは kuelqa (kuiški の属格形) という語が後置されて前方の語を限定する機能を有しているためである。

*文献, 資料略号については, J. Friedrich, HW を参照されたし。

<附記>

語順に関して、上述の規定に一致しない唯一の例外が認められる：§ 46条。文書 C. IV, 24 : ša-ah-ha-na-aš A. SĀ^{HI.A} (封土としての A. SĀ を) 被限定語がシュメール文字表記 (A. SĀ) であるので, šahhan-aš (属格語尾) は後置されるべきである。この用例は、同条文の文書 A : A. SĀ^{HI.A}-an; 文書 B : A. SĀ^{HI.A} ša-ah-ha-na (A. SĀ と封土を) を比較すれば、オリジナルの古期文書 A, 中期文書 B (šahhan の付加) の記載から、後期文書 C の書記が誤謬を犯したものと思考される。この指摘は、Dr. F. Starke (Frankfurt) により教示を与えられたもので、ここに明記して深謝の意を表す。

(Zusammenfassung)

Über den Genitiv des Hethitischen

Terumasa OHSHIRO

Um die grammatikalische Entwicklung des Hethitischen zu bestätigen, wäre es am besten, wenn man mehrere inhaltlich ähnliche Texte des hethitischen Schrifttums aus verschiedenen Epochen vergleichen könnte.

Dazu bieten die vielen Fassungen der hethitischen Gesetze eine gute Vergleichsmöglichkeit, weil man in verschiedenen Epochen entstandene solche Fassungen zur Verfügung hat. Daneben sollte vermerkt werden, daß die jüngeren Fassungen der Gesetze einige sprachlichen Innovationen aufweisen. Wenn wir mit Berücksichtigung dieser Züge die jüngeren Fassungen benutzen, ist nur zu vermerken, daß die Fassungen der hethitischen Gesetze eine Gültigkeit der diachronischen Forschungen besitzen. Unter Benutzung davon behandelt dieser kleine Aufsatz diachronisch die syntaktischen Probleme der Genitivbezeichnung.

Dabei können wir folgende Tatsachen feststellen :

1) Statt der genitivischen Verbindung kommt nur in den jüngeren Fassungen eine partitivische Apposition vor. Hier hängen von einem Verbum zwei Objekte (Ganzes und Teil) im gleichen Kasus ab.

2) Durch Zufügung des Possessivpronomens findet es sich eine pleonastische Genitivbezeichnung, die das Possessivverhältnis mit Nachdruck hervorzuheben scheint ; sie ist besonders in den älteren Fassungen beliebt.

3) Steht ein Regens ganz in der hethitischen Schreibweise geschrieben, oder in Logogramm mit der hethitischen Endung, so wird der Genitiv diesem Regens vorangestellt ; während er nachgestellt wird, wenn das Regens nur mit Logogramm geschrieben steht. Hier hängt die Stellung des Genitiv nämlich allein von der Schreibung des Regens ab, und im allgemeinen nimmt die Anzahl der logographischen Schreibungen (Sumerogramm) in den jüngeren Fassungen zu.